

【議案の説明資料】

議案 和泉市地域間幹線系統確保維持計画の策定について

本委員会の開催理由

国土交通省では、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者へ支援を行っています。これまでの補助制度では、補助要件として地域公共交通計画の作成や、同計画における補助系統（補助対象である路線）の位置付け等を求めていませんでしたが、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法という。）」の改正により、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件となり、また、補助系統が跨る市町村において活性化再生法に基づく和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会（以下「委員会」という。）で協議する必要があります。

昨年までは、大阪府が各市を跨ぐ補助系統を取りまとめ、補助申請を行っていましたが、改正活性化再生法に基づき、本委員会で協議した上、申請する必要があるため、委員会を開催するものです。

和泉市地域間幹線系統確保維持計画の概要（資料）

■計画全体の目的・必要性

少子高齢化やマイカーの普及による通勤・通学利用の減少や、コロナ過の影響による乗務員不足や2024年問題^{※1}に加え、燃料費の高騰など乗合バスが営利サービスとして成り立たなくなっている現状から、地域住民の生活交通手段を確保する必要があります。

このため、地域住民の生活交通手段として不可欠な乗合バスの確保維持を行うことを目的とします。

※1 働き方改革法案によりドライバーの労働時間に上限が課されることで生じる問題の総称のことで、具体的には、ドライバーの時間外労働時間が年間 960 時間に制限されることで、一人当たりの走行距離が短くなり、乗務員の確保が今以上に困難になると懸念されています。

1 地域間幹線系統確保維持計画に記載すべき事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第2項）

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体
- ・補助系統の概要及び運行予定者
- ・補助系統に関する定量的な目標・効果およびその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組

2 補助対象となる運行系統の要件（要綱別表1）

都道府県協議会等での議論を経て、地域間幹線系統確保維持計画に確保・維持する運行系統として記載されているもののうち、以下の全てに適合するもの。

イ）路線定期運行に係るもの。

- ロ) 複数市町村にまたがるもの。
- ハ) 都道府県庁所在地、別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村、又は広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会等が認めた市町村への需要に対応して設定されるもの。
- ニ) 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、都道府県協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。
- ホ) 輸送量が 1 5 人～1 5 0 人／日と見込まれるもの。(過去の実績が 2 ヶ年度連続して 1 5 人未満／日又は 1 5 0 人超／日のものは除く。)
- ヘ) 経常赤字が見込まれること。(過去 2 ヶ年度連続して経常黒字となったものは除く。)
- ト) 補助対象期間の末日 (9 月 3 0 日) において引き続き運行される予定のもの。

3 今回申請する補助系統 (市町村を跨ぐ路線)

	バス事業者	運行系統名	起 点 (主な経由地) 終 点	国庫補助額 (内、和泉市分)	関連市町村
1	南海バス(株)	美木多線	国分峠東 (柵・美木多駅・大森) 堺東駅前	5,397.0千円 (724.0千円)	堺市(堺区、西区、 南区) 和泉市
2	〃	天野山線	河内長野駅前 (天野山) 光明池駅	11,228.5千円 (6,900.0千円)	堺市(南区) 和泉市 河内長野市
3	南海ウイングバス(株)	山直線	和泉中央駅 (山直東) 道の駅愛彩ランド	1,194.0千円 (280.0千円)	和泉市 岸和田市
4	〃	東ヶ丘線	和泉中央駅 (東ヶ丘町) 岸和田駅前	6,456.0千円 (1,011.0千円)	和泉市 岸和田市

4 各路線の利用者アンケート【参考資料 1】

地域間を結ぶ生活交通路線として維持確保が必要とされるバス路線に対して、利用者やその周辺住民の意見をくみ取るため、大阪府、バス事業者、関係市町村が協力してホームページによるアンケート調査を実施しました。

アンケートの結果として、「通勤」や「買物」等の日常生活での利用者が多くを占め、また、「路線を維持してほしい」という意見が最も多かったことから、当該路線は地域住民の生活交通手段として必要な路線であり、路線の維持確保を図る必要があります。

5 広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている市町村の認定について【参考資料 2】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱において、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると本委員会が認めた市町村への需要であることが、補助対象事業の要件の一つとされています。

和泉市は医療機関や公共施設、商業施設等が整備されているため、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるため、本委員会において審議いただくものです。

6 生産性向上の取組事例についての適用可否について【参考資料 3】

持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のためには、バス事業者の生産性向上の取組が不可欠であり、具体的にはバス事業者が都道府県や市町村と連携を図りつつ、需要に見合った路線の見直し、観光需要の取込み、貨客混載等、地域の実情に応じた多彩な取組を検討・実施することが求められています。バス事業者において取組事例の検討及び適用における可否となります。

7 包括的な合意について【参考資料 4】

地域公共交通確保維持改善事業実施要領において、予め委員会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、条件を満たす軽微な変更に限り、委員会を開催しなくても委員会の議論を経たものとして取り扱う、と規定されていますので、本委員会においても、包括的な合意を諮るものです。